

笠 監 第 1 3 3 号

令和2年10月26日

笠 岡 市 長 小 林 嘉 文 殿

笠岡市議会議長 藤 井 義 明 殿

笠岡市監査委員 坂本 昭雄

事務監査の結果に関する報告について（提出）

笠岡市監査基準第31条第1項第3号及び地方自治法199条9項の規定により、令和2年8月18日付笠総第925号及び令和2年9月4日付笠総第1067号で要求のあった事務監査の結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

(別紙)

監査結果報告書

第1 監査要求事項

令和2年8月18日付及び令和2年9月4日付の笠岡市長から提出された監査要求書による平成27年度から平成30年度までに笠岡市議会における次の4会派に対して支出した政務活動費のうち、次の表に掲げる経費の執行について

会派名	市民クラブ	新政みらい
所属議員名	天野喜一郎 (平成28年4月分まで)	天野喜一郎(平成28年5月分以降), 大月隆司, 大本益之, 田口忠義
平成27年度	事務所費	—
平成28年度 (4月分)	事務所費	事務所費
平成28年度 (5月分以降)	—	事務所費
平成29年度	—	事務所費
平成30年度	—	事務所費

(注)天野喜一郎議員は平成28年5月から所属会派を新政みらいに変更している。

会派名	親潮	笠栄会
所属議員名	山本俊明 (平成28年4月分まで)	山本俊明及び奥野泰久(平成28年5月分以降), 妹尾博之
平成27年度	事務所費, 広報費, 広聴費, 資料購入費	事務所費
平成28年度 (4月分)	事務所費, 広報費, 広聴費, 資料購入費	事務所費, 広報費, 広聴費, 資料購入費
平成28年度 (5月分以降)	—	事務所費, 広報費, 広聴費, 資料購入費
平成29年度	—	事務所費, 広報費, 広聴費, 資料購入費
平成30年度	—	事務所費, 広報費, 広聴費, 資料購入費

(注)山本俊明議員及び奥野泰久議員は平成28年5月から所属会派を笠栄会に変更している。

第2 監査目的

平成27年度から平成30年度までの政務活動費のうち広報費, 広聴費, 資料購入費, 事務所費に要する経費の執行が, 笠岡市議会政務活動費の交付に関する条例(以下「交付条例」という。), 笠岡市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則及び笠岡市政務活動費運用指針(以下「運用指針」という。)に規定している経費別用途基準に基づき, 公正かつ適正なものとなっているかを検証する。

第3 監査の対象

議会事務局

第4 監査委員の除斥

監査委員のうち, 市議会議員から選任された天野喜一郎委員は本件要求監査が政務活動費の執行に関する調査であることから, 地方自治法199条の2の規定により除斥となった。

第5 監査の方法

議会事務局から提出された平成27年度から平成30年度までの「市民クラブ」, 「親潮」, 「新政みらい」及び「笠栄会」の政務活動費に関する関係書類について監査を実施した。

監査の実施にあたっては議会事務局の職員に対して聴取を行うとともに, 地方自治法第199条第8項の規定に基づき, 市議会の上記会派の所属議員, 経理責任者に対して聴取を行った。

また, 本件の監査の監査対象事項及び監査対象機関が, 令和2年8月17日付笠監第67号「事務監査の結果に関する報告について」及び令和2年9月23日付笠監第100号「住民監査請求に基づく監査の結果について」における監査対象事項及び監査対象機関と多くのところで重複するため, 本件の監査にあたっては当該両報告書における監査結果等を部分的に引用しているところがある。

第6 政務活動費に係る制度の概要及び収支報告の状況

1 政務活動費の交付に係る根拠法令等

地方自治法第100条第14項から第16項「政務活動費」の規定を受け, 本市においてはその交付の意義, 用途等について次のとおり定めている。

- (1) 笠岡市議会基本条例(以下, 本件要求書関連部分のみ抜粋)
(政務活動費)

第20条 議員は、政務活動費を有効に活用し、調査研究又は政策提言の充実に努めなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた会派は、その用途については、全て公開し、結果については説明責任を果たさなければならない。

(2) 笠岡市議会政務活動費の交付に関する条例（以下、本件要求書関連部分のみ抜粋）
（目的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、笠岡市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派に対し政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めることを目的とする。

（交付対象）

第2条 政務活動費は、笠岡市議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）に対して交付する。

（交付額及び交付の方法）

第3条 会派に対する政務活動費は、各月1日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員の数に月額45,000円を乗じて得た額を6箇月を1期として年2回交付する。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第5条 政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加など市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

別表（第5条関係）

項目	内容
調査研究費	会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研修費	会派が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費
広報費	会派が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費
広聴費	会派が行う住民からの市政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	会派が要請、陳情活動を行うために必要な経費
会議費	会派が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費

資料作成費	会派が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費
資料購入費	会派が行う活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
人件費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	会派が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費

(経理責任者)

第6条 会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。

(収支報告書等の提出)

第7条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)に、当該支出に係る領収書又はこれに準ずる書類(以下「領収書等」という。)を添付し、議長に提出しなければならない。

2 前項の収支報告書及び領収書等(以下「収支報告書等」という。)は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。

(政務活動費の返還)

第8条 市長は、政務活動費の交付を受けた会派がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度において第5条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。

(透明性の確保)

第10条 議長は、第7条第1項の規定により提出された収支報告書等について、必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期するとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(3) 笠岡市政務活動費運用指針

政務活動費に係る地方自治法、他自治体での条例の改正等に伴い、本市議会も従前の「笠岡市議会政務活動費に関する内規」を大幅に改訂し、平成27年4月に「笠岡市政務活動費運用指針」を新たに作成(平成29年4月一部改正)している。

ア 政務活動費に充当する際の基本的な考え方(以下、本件要求書関連部分のみ抜粋)

① 実費弁償の原則

政務活動費に充当する額は、会計帳簿等の証拠書類により、その支出が確認できるもので、政務活動に実際に要した経費(実費)とするという原則。

ただし、その額は、社会通念上妥当な範囲のものとする。

② 按分充当の考え方

議員活動は、政党活動、選挙活動、後援会活動等と一体的になされることも多く、明確に分離できない場合もある。そういった場合には、実態に合わせた適切な

業務割合で按分し、按分した額をもって政務活動費に充当すべきという考え方。

③ 説明責任の原則

政務活動費は、条例に基づき会派の経理責任者による議長への収支報告書等の提出が義務付けられている。また、政務活動費の用途については、調査研究その他の活動のための経費として社会通念上妥当な金額の範囲において、笠岡市政務活動費運用指針を基準とし、各会派が自らの判断と責任に基づき管理するものである。このことから、会派は、政務活動費の支出について、会計帳簿を調製し、その内訳を明確にするとともに、政務活動の内容を説明する責任があるという原則。

イ 政務活動費の充当が不適当な例

「政党活動への支出」や「私的経費への支出」などをあげて具体的に例示している。

ウ 経費別の用途基準

調査研究費や研修費、事務所費など10種類に分類して細事項別に用途基準を示している。

エ 按分方法：事務所費の用途基準別表（以下、本件要求書関連部分のみ抜粋）

事務所費等の按分に当たっては、政務活動とその他の活動の活動実績（事務所賃借料にあっては面積等）に応じて按分することを原則とするが、下表により均等に按分することもできるものとする。

〈他業務と兼ねる場合の政務活動費充当の割合〉

事務所の 設置形態	活動の内容等	事務所費	
		賃借料	光熱水費
自宅等に設置	政務活動のみ	不可	1/2
	政務活動+後援会活動	不可	1/4

（表の考え方）

② 事務所の賃借料は、自宅その他自己所有物件、2親等以内の親族（配偶者を含む）や生計を一にする親族が所有する物件の場合は、充当できない。

③ 事務所の光熱水費で自宅等の経費と分離できない場合は、私的部分を1/2、議員全体の活動を1/2とし、さらに議員活動の内容ごとに均等に按分する。

2 政務活動費の交付及び収支報告

(1) 政務活動費は、各月1日における会派所属議員数に月額45,000円を乗じた額を2期に分け、年2回交付されている。

(2) 各会派の経理担当者は、各議員から提出された前年度の政務活動費の収支報告書を取りまとめ、領収書等とともに議長に提出することとされている。

各会派の経理責任者からの聴取によると、各議員から提出された収支報告書等を整理して明らかな解釈誤りや計算誤謬、又は、会派で調整が必要となる事項等があれば適宜修正を行うなどして合計し、会派の収支内訳書としてとりまとめ、議会事務局に

提出している。

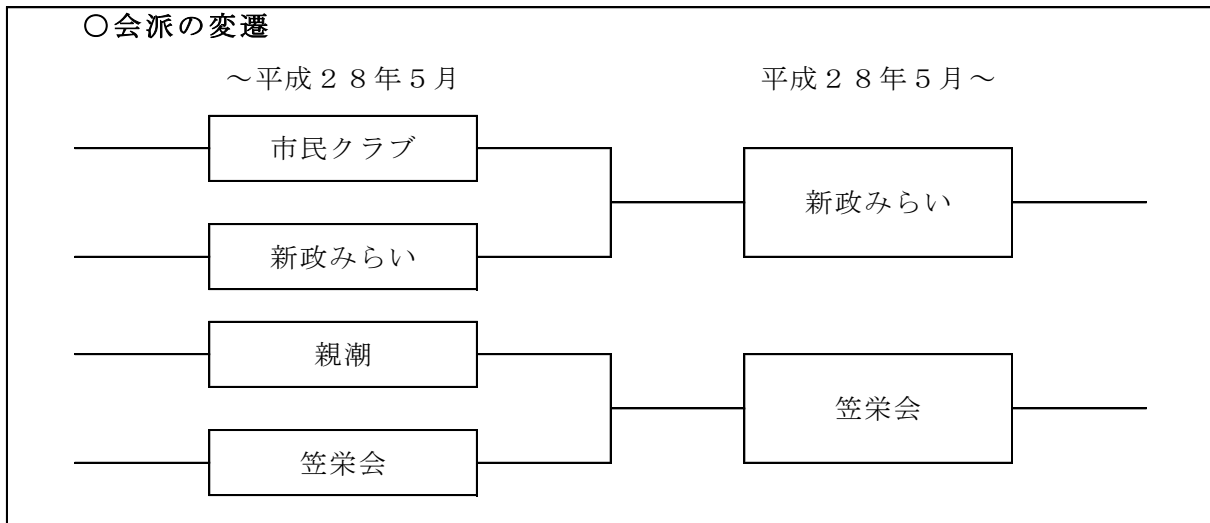
- (3) 議会事務局職員は、収支報告書等について経理責任者と提出書類の確認などおおむねの審査を行って受理している。そこでは、収支報告書と領収書の合計額が一致しているかといった数値の整合性や様式が規定のものに沿っているかなど形式的なチェックにとどまり、支出内容が交付条例や運用指針に適合しているかといった質的な審査は行っていない。

議会事務局内部には、政務活動費の使途については本来交付された会派自らが説明責任を果たすべきものであり、会派から提出された報告書には形式的な誤り以外はないはずであるとか、議会事務局が政務活動費の使途にまで踏み込んで審査することはできないとする考えがある。一方で、踏み込んで審査する場合には、議会事務局の外部の有識者(税理士など)に依頼する必要があるとの申し述べがあった。

第7 監査の結果

1 各会派の収支報告書

議長に提出された平成27年度分から平成30年度分までの「市民クラブ」、「親潮」、「新政みらい」及び「笠栄会」(以下「各会派」という。)の収支報告書は、別表1-1から別表1-13のとおりである。



2 監査にあたっての判断基準等

(1) 判断の基準

政務活動費については、収支報告書は議会の代表である議長に提出することとされており、議長は、収支報告書について必要に応じて調査を行う等により政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとされている。このように、政務活動費制度は、議会の自主性や自律性を尊重する仕組みとなっており、政務活動費を用いてどのような活動を行うかは第一義的には議会の判断に委ねられているものと考えられる。

一方で、政務活動費については、その原資が税金である以上、会派または議員の判断がすべて認容される訳ではなく、一定の制約があると言わざるを得ない。

議会、会派、議員の自主性、自律性を尊重しながら、一方でその透明性を確保し、適正な運用を図るため、本市においても議会の各会派・議員の議論を踏まえ、平成27年4月に議会において政務活動費の具体的な判断基準として「笠岡市政務活動費運用指針」が定められている。

運用指針は法的拘束力を有するものではないが、政務活動費の具体的な充当と公金の支出の適否の判断にあたっては、運用指針に照らしこれに適合していない経費については、適正なものとはいえないと考える。

(2) 監査の着眼点

監査のポイントを次の3点に絞って検討した。

なお、市民クラブ及び新政みらいについては、監査要求項目が事務所費に特定されている。親潮及び笠栄会については同一の支出内容であっても各年度で計上する費目の区分が異なっていることなどから、費目区分にとらわれることなく全費目を対象に検討した。

ア 事務所の賃借料で、自宅その他自己所有物件、2親等以内の親族が所有する物件について政務活動費に充当することの可否

イ 政党活動への支出や私的経費などに政務活動費を充てること of 可否

ウ 生活費との区分が困難な経費について按分方法を巡る問題

3 事務所賃借料への政務活動費の充当

「市民クラブ」及び「新政みらい」の事務所費は天野喜一郎議員に係るものである。また、「親潮」の事務所費は山本俊明議員に係るものであり、さらに、「笠栄会」の事務所費は山本俊明議員及び妹尾博之議員に係るものである。

(1) 天野喜一郎議員に係る事務所費について

天野喜一郎議員は、平成27年10月から平成28年4月まで笠岡市笠岡に月額50,000円で建物(以下「元事務所」という。)を賃借して、そのうち事務所費として月25,000円を支出し、平成27年度に150,000円、平成28年度4月分には25,000円政務活動費を充当している。また、平成28年5月以降は、笠岡市笠岡の別の場所の建物の一室(以下「前事務所」という。)に移転し、月額40,000円のうち政務活動費を月20,000円充当している。

ア 天野喜一郎議員から提出された収支報告書等の検討及び天野喜一郎議員立会の上で元事務所及び前事務所の現地調査の結果は次のとおりである。

・元事務所は調査日現在、他の事業者の事務所として使用されており内部などは確認できなかったが木造2階の戸建てで1階に事務所、2階に居室があり、駐車場を備えている。

所有者は小田郡矢掛町在住で、天野喜一郎議員と特別な関係にはない。

・前事務所の所在地は笠岡市内の鉄骨造3階建て3階部分の一室で、間取は6畳和室、台所及びトイレである。

所有者は甲(笠岡市内在住)で、平成28年5月に賃貸借契約を締結し、月額40,000円で賃借している。なお、甲は天野喜一郎議員の妹の夫で2親等の姻族に当たる。

・賃貸借契約書の賃借人は「新政みらい代表天野喜一郎」となっている。

・前事務所の賃貸借契約は令和2年6月30日で解除され、室内には天野喜一郎議員の私物が残されており、パソコンなどを撤去した形跡が見られた。また、それまで玄関ドアに表示されていたとされる「新政みらい事務所」の看板は撤去され、同室内に残置されていた。

イ これらの事務所について、天野喜一郎議員の申立ては次のとおりである。

・元事務所は翌年4月の市議会議員選挙を見越して平成27年10月に賃貸借契約を交わし、政務活動と併用して使用した。したがって、事務所費には賃借料の1/2を充当している。

・前事務所は、島にある自宅に帰る船の住吉港の出航が午後6時前と早く、議員活動に制約があることから宿泊用に借りた。寝泊りするのには、月に6日から7日程度だと思う。また、議会棟には会派の事務室がないことから、当該事務所にて月に2回程度「新政みらい」の月例会を開催していた。

・個人で賃借した場合、運用指針の「親族所有物件の借上料」の「2親等以内の親族」の規定に抵触するので、会派の仲間から「個人名ではなく、「新政みらい」として借りればよい。」とのアドバイスがあり、契約は「新政みらい代表天野喜一郎」としてしている。

しかしながら、賃貸人との関係で言えば建物は、「2親等以内の親族」という規定に違反していることに間違いはないため、当方の主張には理由がないと考え、令和2年6月で賃貸借契約を解除した。

ウ 判断

元事務所については、調査日現在、議員の事務所として現存しておらず利用状況が確認できないが、事務所費の計上額は1/2と選挙事務所とは按分されており、政務活動費の充当は可能と考える。

平成28年5月以降の前事務所の事務所費については、賃貸人は天野喜一郎議員の2親等親族に該当し、運用指針の経費別用途基準の事務所費「親族所有物件の借上料」の「2親等以内の親族(配偶者を含む)又は生計を一にする親族が所有する物件の賃借料への支出はできない。」に合致していないため、政務活動費を充当できない。

年 分	会派名	不適正額(円)
平成28年度5月分以降	新政みらい	220,000
平成29年度	新政みらい	240,000
平成30年度	新政みらい	240,000

(2) 山本俊明議員に係る事務所費について

ア 山本俊明議員から提出された収支報告書等及び山本俊明議員立会の上での現地調査の結果は次のとおりである。

・各年分の事務所費は事務所借上料年300,000円と当該事務所に要する費用である。(平成27年度は250,000円を事務所借上料としている。)

・事務所の所在地は、山本俊明議員の居宅の手前の隣地であり、鉄骨プレハブ(約40㎡)の平屋で「山本俊明連絡所」の看板がある。事務机と書類棚、応接セットに簡単な台所がある。建物は未登記で、土地(地目は畑と一部宅地)の名義人は山本俊明氏である。

・賃貸借契約上の賃貸人は山本俊明議員本人の居宅の住所地と同一のところに所在する山本商会であり、同商会は法人格を持たない個人営業である。同商会は山本俊明議員自身が代表者を務め、金属回収業を営んでいるが近年はほとんど稼働しておらず、在庫品を切り売りしている状態にある。

イ 当該事務所について、山本俊明議員の申立ては次のとおりである。

・笠岡市議会棟には会派で相談するような議員室が無く話合いもできないため、当該事務所で政務活動を行っている。

・賃貸人が個人(山本俊明氏)であることは承知しているが、運用指針の「自宅等」の「自己所有物件についても賃借料の支出はできない。」という項目は事務所費を判断する際の参考にすぎないと考えている。賃貸人と借借人の関係が問題になった時、当時の議長に確認をしたら、「お金の流れをきちんと整理しておけばよい。」と言われており、議長の言なので事務所費の充当は了解されたものと理解している。

・賃貸料は山本商会が建てた物件を賃貸したものであり、毎年賃貸料として私(山本俊明議員)の名前で確定申告している。

・政務活動が当該事務所においてどの程度の頻度で行われているかは政務活動報告書等を記載しておらず説明できないが、この事務所で行っている。

ウ 判断

賃貸物件は山本俊明議員個人が所有しているものであり、事務所費は運用指針の経費別用途基準の事務所費「自宅等」の「自己所有物件についても、賃借料の支出はできない。」により、政務活動費を充当できない。

年 分	会派名	不適正額(円)
平成27年度	親 潮	250,000
平成28年度4月分	親 潮	25,000
平成28年度5月分以降	笠栄会	275,000
平成29年度	笠栄会	300,000
平成30年度	笠栄会	300,000

(3) 妹尾博之議員に係る事務所費について

ア 妹尾博之議員から提出された収支報告書等及び妹尾博之議員立会の上での現地調査の結果は次のとおりである。

- ・建物は笠岡市内にあり、木造スレート葺き2階建て（114.26㎡）で、事務所としての看板等はなく、一見して普通の民家である。なお、玄関前に2～3台の駐車スペースがある。

- ・1階を事務所及び生活用空間、2階部分を生活用居室としている。

1階は玄関、洋室、和室、台所、トイレ、風呂で洋室には事務机、応接セット、テーブル、パソコン及び専用電話などがある。

- ・土地・建物は乙（東京都在住）が取得して居住用としていたものを、平成26年4月から賃貸人を乙が代表者である（株）A名義で妹尾博之議員が賃借している。なお、乙は妹尾博之議員の娘の夫で1親等の姻族にあたる。

- ・不動産登記簿上、土地・建物の名義は（株）Aではなく、乙となっている。

- ・賃借料月額80,000円のうち、事務所賃借料は月額50,000円である。そのうち政務活動費を平成28年度までは50,000円全額を、平成29年度からは25,000円を充当している。建物全体の賃借料のうち生活用居室以外の事務所の賃借料部分についてのみ契約書、領収書を交わしている。

イ 当該事務所について、妹尾博之議員の申立ては次のとおりである。

- ・自宅は住民票上の島にある家であり、当該事務所は運用指針の「自宅等」に当たらない。

- ・島にある家に帰るとなると時間的な問題もあり議員活動に制約が生じるため、たまにしか帰らない。

- ・笠岡市議会棟には政務活動をする場がないため、当該事務所を使用して政務活動を行い、事務所費として政務活動費を充当している。

- ・前回7月22日の要求監査の監査時に当該事務所の建物の所有者は乙であると説明したが、その後改めて調べてみると不動産登記はされていないが、当該事務所の建物は平成26年4月に乙から乙の実弟である丙（茨城県在住）に売却されていたため、真正の所有者は丙であった。訂正する。（不動産売買契約書の写しの提出あり。）

なお、丙は自分の親族には該当しない。

- ・1階部分はすべて政務活動に使用している。選挙事務所は近隣の別の場所の事務所を借りて行っている。

- ・議員としての活動状況はパソコンで管理しているが、「政務活動報告書」といったものはない。したがって、当該事務所を政務活動にいつ、どのように使用したかは説明できないが、事務所用であることは間違いない。

ウ 判断

妹尾博之議員は島に住民票があり、当該事務所は運用指針の「自宅等」ではないと申し立てているが、「生活の本拠」は当該事務所のある建物であり、「自宅等」に該当する。

また、賃貸物件の所有者は妹尾博之議員の1親等親族で、自宅の一部を事務所としているものであり、運用指針の経費別用途基準の事務所費「自宅等」の「名義に関わらず、自宅の場合は、賃借料の支出はできない。」及び「親族所有物件の借上料」の「2親等以内の親族(配偶者を含む)又は生計を一にする親族が所有する物件の賃借料への支出はできない。」により、政務活動費を充当できない。

なお、賃貸物件の真の所有者(申立てでは乙の実弟である丙)は妹尾博之議員の親族ではないとの主張は、不動産登記簿上確認できないうえ、不動産売買契約書の写し提出されたのみで賃貸借契約に伴う契約書や領収書等の相手先はすべて乙が代表者である(株)Aとなっているため採用しない。

年 分	会派名	不適正額(円)
平成27年度	笠栄会	600,000
平成28年度4月分	笠栄会	50,000
平成28年度5月分以降	笠栄会	550,000
平成29年度	笠栄会	300,000
平成30年度	笠栄会	300,000

4 政党活動への支出や私的経費などに政務活動費を充てることの可否

政務活動費を充てることが不適当な例として、運用指針には「政党活動への支出」や「私的経費への支出」が掲げられているが、次のような不適正な費目の充当があった。

- (1) 親潮の平成27年度収支報告書において、山本俊明議員は人件費として平成28年1月20日、「平成27年度政治団体収支報告書代行料」10,000円を政務活動費に充当していた。この政治団体に関する費用は、運用指針では不適当な支出とされている。
- (2) 笠栄会の平成28年度収支報告書において、山本俊明議員は資料購入費として平成28年6月8日、「地球儀」36,720円に政務活動費を充当していた。これは市議会議員としての政務活動に直接必要としない物品の購入費であり、不適切な支出である。

年 分	会派名	費 目	年月日	不適正額(円)
平成27年度	親 潮	人件費	H28.1.20	10,000
平成28年度5月分以降	笠栄会	資料購入費	H28.6.8	36,720

5 生活費との区分が困難な日常活動費についての按分

- (1) 運用指針の按分充当の考え方は次のとおりである

議員の活動には、議員の立場で行う活動(議会活動と政務活動)と議員以外の立場で

行う活動(政党活動、選挙活動、後援会活動、私人としての生活等)とがあり、多岐にわたっている。

このことから、政務活動とそれ以外の活動に係る経費とが混在するなど、それらの活動に要した費用の全額に政務活動費を充当することが不適当な場合には、まず政務活動に係る経費ではないと明確に区分できる経費を除外した上で、適切な割合又はそれぞれの活動に係る経費が明確に区分し難い場合は1/2の割合を限度として按分できることとしたものである。無論、按分は活動の内容、活動時間、利用頻度等を基にした適切な割合によることが望ましく、安易に1/2の割合とすることがないように注意しなければならない。

(2) 各会派の所属議員の収支報告書をみると、日常的な活動費である光熱水費、ガソリン代、電話代やコピー代、写真代などが、議員によって調査研究費や広報費、広聴費、資料作成費など複数費目にわたって適宜計上されているほか、同一議員であっても、年分によって計上する費目が異なるなど、非常に見づらく監査の妨げになった。

(3) 判断

生活費との区分が困難な日常活動費については、笠栄会の他の所属議員は支出額の1/2を政務活動費に充当していたが、山本俊明議員の収支報告書では支出額の全額あるいは4/5といった運用指針の按分割合を超えて政務活動費を充当している費目が多くみられた。山本俊明議員にその根拠について尋ねるも「費用の多くは政務活動に利用している。」といった不明瞭な答弁であり、根拠となる基準など具体的な説明はなかった。

このように日常活動費に按分割合を超えて政務活動費を充当すると日常の生活費なども政務活動費で補填していることになり、公私混同となる。支出額の全額、または4/5などの割合で政務活動費を充当する特段の根拠や理由もないため、やむを得ず指針の按分方法にしたがって1/2を限度として均等に按分し、差額を不適正な支出と認定する。

山本俊明議員の収支報告書で経費の按分に問題がある経費は次のとおりである。

年 度	会派名	費 目	内 容	計 算 方 法 等	不適正額
平成27年度	親潮	広聴費	ガソリン代	97,471円を全額計上しているが私的使用額50,181円を除いた額の1/2が適当(別表2-1)	円 73,826
		資料購入費	光ネットレンタル料	37,800円の3/4を計上しているが1/2が適当	9,450
		事務所費	灯油代	33,423円の3/4を計上しているが1/2が適当	8,356
		合 計			

平成28 年4月分	親潮	広報費	ガソリン代	12,036円の1/2を計上しているが私的使用額 9,038円を除いた額の1/2が適当(別表2-2)	4,519
		資料 購入費	光ネットレ ンタル料	3,780円の3/4を計上しているが1/2が適当	945
		合 計			5,464
平成28 年度 (5月分 以降)	笠栄会	調 査 研究費	ガソリン代	89,292円の9/10を計上しているが私的使用額 52,578円を除いた額の1/2が適当(別表2-3)	62,006
			テレビ受信	17,496円を全額計上しているが1/2が適当	8,748
			NHK受信 料	21,010円を全額計上しているが1/2が適当	10,505
			光ネットレ ンタル料	41,580円を全額計上しているが1/2が適当	20,790
		合 計			102,049
平成29 年度	笠栄会	広報費	携帯電話料	106,850円の4/5を計上しているが1/2が適当	32,055
		広聴費	ガソリン代	110,452円の8/10を計上しているが私的使用 額57,823円を除いた額の1/2が適当(別表2- 4)	62,047
		資 料 購入費	テレビ受信	23,328円を全額計上しているが1/2が適当	11,664
			NHK受信 料	22,920円を全額計上しているが1/2が適当	11,460
			光ネットレ ンタル料	45,360円を全額計上しているが1/2が適当	22,680
			インターネ ット使用料	26,075円を全額計上しているが1/2が適当	13,037
		事務所費	電話設備 保守契約	40,000円を全額計上しているが1/2が適当	20,000
		合 計			172,943
平成30 年度	笠栄会	広報費	携帯電話料	110,836円の4/5を計上しているが1/2が適当	33,251
			固定電話料	31,487円の4/5を計上しているが1/2が適当	9,446
		広聴費	ガソリン代	103,881円の9/10を計上しているが私的使用 額34,449円を除いた額の1/2が適当(別表2- 5)	58,777
		資 料 購入費	テレビ受信	23,328円を全額計上しているが1/2が適当	11,664
			NHK受信 料	22,920円を全額計上しているが1/2が適当	11,460
			光ネットレ ンタル料	45,360円を全額計上しているが1/2が適当	22,680
			インターネ ット使用料	26,145円を全額計上しているが1/2が適当	13,073
		事務所費	灯油代	21,006円の4/5を計上しているが1/2が適当	6,302
合 計			166,653		

なお、各年度において経費費目に計上されている軽四自動車のガソリン代のなかに、車両のタンク容量を超えてガソリンを給油したとする領収書が別表のとおりみられた。これについては、「他の自家用車に給油した際の領収書で、おそらく決算の際に紛れ込んだものだろう。」との申立てがあった。(別表2-1～2-5「私的使用のガソリン代」)

6 結論

以上により、会派ごとの政務活動費として充当された経費費目のうち不適正と判断されるものは、次のとおりである。(別表3-1～3-10)

(1) 新政みらい

平成28年度(平成28年5月から平成29年3月まで)から平成30年度までの
事務所費の事務所賃借料 (単位:円)

	収支別	会派 合計額	監査額	内 天野議員		不適正額
				支出額	監査額	
平成28年度	収入	1,980,000	1,980,000	495,000	495,000	—
	経費	2,311,198	2,091,198	369,986	149,986	220,000
	差引	△331,198	△111,198	125,014	345,014	—
平成29年度	収入	2,160,000	2,160,000	540,000	540,000	—
	経費	2,435,540	2,195,540	417,635	177,635	240,000
	差引	△275,540	△35,540	122,365	362,365	—
平成30年度	収入	2,160,000	2,160,000	540,000	540,000	—
	経費	2,139,731	1,899,731	438,350	198,350	240,000
	差引	20,269	260,269	101,650	341,650	—

(2) 親潮

平成27年度から平成28年度4月分までの事務所費の事務所賃借料及びその他の
経費 (単位:円)

	収支別	会派 合計額	監査額	不適正額
平成27年度	収入	540,000	540,000	—
	経費	705,932	354,300	351,632
	差引	△165,932	185,700	—
平成28年度 4月分	収入	45,000	45,000	—
	経費	51,219	20,755	30,464
	差引	△6,219	24,245	—

(3) 笠栄会

平成27年度から平成30年度までの事務所費の事務所賃借料及びその他の経費

(単位：円)

	収支別	会派 合計額	監査額	内 山本議員		内 妹尾議員		不適正額
				支出額	監査額	支出額	監査額	
平成27年度	収入	540,000	540,000			540,000	540,000	—
	経費	828,978	228,978			828,978	228,978	600,000
	差引	△288,978	311,022			△288,978	311,022	—
平成28年 4月分	収入	45,000	45,000			45,000	45,000	—
	経費	69,611	19,611			69,611	19,611	50,000
	差引	△24,611	25,389			△24,611	25,389	—
平成28年度	収入	1,485,000	1,485,000	495,000	495,000	495,000	495,000	—
	経費	1,857,883	894,114	776,968	363,199	740,749	190,749	963,769
	差引	△372,883	590,886	△281,968	131,801	△245,749	304,251	—
平成29年度	収入	1,620,000	1,620,000	540,000	540,000	540,000	540,000	—
	経費	1,791,493	1,018,550	876,772	403,829	600,114	300,114	772,943
	差引	△171,493	601,450	△336,772	136,171	△60,114	239,886	—
平成30年度	収入	1,620,000	1,620,000	540,000	540,000	540,000	540,000	—
	経費	1,768,927	1,002,274	881,579	414,926	523,630	223,630	766,653
	差引	△148,927	617,726	△341,579	125,074	16,370	316,370	—

7 意見

監査結果は以上のとおりであるが、議会、各会派、各議員及び議会事務局に対し、監査委員としての意見を述べる。

(1) 運用指針の遵守

政務活動費については、議会、会派、議員の自主性、自律性を尊重しながら、一方でその透明性を確保し、適正な運営を図るため、本市における議会の各会派・議員の議論を踏まえ、具体的な判断基準として運用指針が定められているところである。

このように、政務活動費制度は、議会、会派、議員重視の一方で、政務活動費の原資が市民からの税で賄われている以上、会派または、議員の判断がすべて認容される訳ではなく、一定の制約があると言わざるを得ない。

会派又は議員は、再度、政務活動費の用途については全て公開し、結果について説明責任を果たすことを念頭に運用指針の遵守を図られたい。

(2) 議会事務局の役割

収支報告書は議長に提出され、議長はその調査権をもって、政務活動費の運営の適正と透明性の確保を図ることとされている。

議会事務局職員は、議長の補助職員として政務活動費の運営の適正と透明性の確保の補助を行い、一方で、予算執行権者である市長の補助職員として財務事務の適正な執行にあたる責務を負っている。

今回の監査において、議会事務局の政務活動費の審査については、書面中心の審査で数値の整合性や様式の形式的なチェックに止まっていたことが確認された。確かに、政務活動の具体的な目的や内容に立ち入っての審査は抑制的であるべきと考えるが、その審査は議会、会派、議員の自主性、自律性を侵すものではなく、運用指針への適合性を求め、その具現化を支えるものであると考える。

議長は調査権をもって、政務活動費の適正な運営と透明性を確保することが求められているが、補助者である議会事務局の適正な審査報告がなければ、その権能、職責を全うすることはできない。

議会事務局は、議長と協議のうえで、審査の方法について検討するとともに、すべての議員に収支報告書の経費別の使途基準や費目の計上を可能な限り統一するよう周知徹底されたい。

(3) 運用指針について

運用指針の適用にあたって、留意すべき事項については、次のとおりである。

- ア 運用指針P 4 7 参考様式2に規定された政務活動報告書の記載を確実に行うこと。
- イ ガソリン代や図書費などの支払いの証明は月々の請求書や預金通帳ではなく、その内容のわかるレシート等の伝票類(原始記録)を必ず添付すること。
- ウ 車両のガソリン代は、日常活動によるものを1台に限定すること。
- エ 広報費、広聴費については、作成した成果物を確実に添付すること。
- オ この度の監査では指摘していないが、資料購入費の新聞代について、日常生活にも利用していれば確実に按分すること。なお、政務活動に必要なであれば紙数の制限はない。

別表 1 - 1

平成 27 年度 市民クラブ 収支報告書 (単位:円)

収支別	費目等	天野議員	会派合計額
収 入	政務活動費	540,000	540,000
支 出	調査研究費	296,331	296,331
	研修費		
	広報費		
	広聴費		
	要請・陳情活動費		
	会議費	10,000	10,000
	資料作成費		
	資料購入費	75,384	75,384
	人件費		
	事務所費	160,870	160,870
	合計	542,585	542,585
	差 引	△ 2,585	△ 2,585

別表 1 - 2

平成 27 年度 親潮 収支報告書 (単位:円)

収支別	費目等	山本議員	会派合計額
収 入	政務活動費	540,000	540,000
支 出	調査研究費		
	研修費	80,539	80,539
	広報費	41,494	41,494
	広聴費	97,471	97,471
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費	64,602	64,602
	資料購入費	125,414	125,414
	人件費	10,000	10,000
	事務所費	286,412	286,412
	合計	705,932	705,932
	差 引	△ 165,932	△ 165,932

別表 1 - 3

平成 27 年度 笠栄会 収支報告書 (単位:円)

収支別	費目等	妹尾議員	会派合計額
収 入	政務活動費	540,000	540,000
支 出	調査研究費	191,862	191,862
	研修費		
	広報費		
	広聴費		
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費	37,116	37,116
	人件費		
	事務所費	600,000	600,000
	合計	828,978	828,978
	差 引	△ 288,978	△ 288,978

別表 1 - 4

平成 28 年度 4 月分 市民クラブ 収支報告書 (単位: 円)

収支別	費目等	天野議員	会派合計額
収 入	政務活動費	45,000	45,000
支 出	調査研究費	15,392	15,392
	研修費		
	広報費		
	広聴費		
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費	3,476	3,476
	人件費		
	事務所費	26,806	26,806
	合計	45,674	45,674
	差 引	△ 674	△ 674

別表 1 - 5

平成 28 年度 4 月分 新政みらい 収支報告書

(単位: 円)

収支別	費目等	大月議員	大本(益)議員	田口議員	会派合計額
収 入	政務活動費	45,000	45,000	45,000	135,000
支 出	調査研究費	31,649	27,459	15,016	74,124
	研修費				
	広報費				
	広聴費				
	要請・陳情活動費				
	会議費				
	資料作成費	18,373	21,060		39,433
	資料購入費	8,238	4,588	3,093	15,919
	人件費				
	事務所費				
	合計	58,260	53,107	18,109	129,476
	差 引	△ 13,260	△ 8,107	26,891	5,524

別表 1 - 6

平成 28 年度 4 月分 親潮 収支報告書 (単位：円)

収支別	費目等	山本議員	会派合計額
収 入	政務活動費	45,000	45,000
支 出	調査研究費		
	研修費	8,227	8,227
	広報費	6,018	6,018
	広聴費		
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費	11,974	11,974
	人件費		
	事務所費	25,000	25,000
合計	51,219	51,219	
差 引		△ 6,219	△ 6,219

別表 1 - 7

平成 28 年度 4 月分 笠栄会 収支報告書 (単位：円)

収支別	費目等	妹尾議員	会派合計額
収 入	政務活動費	45,000	45,000
支 出	調査研究費	16,518	16,518
	研修費		
	広報費		
	広聴費		
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費	3,093	3,093
	人件費		
	事務所費	50,000	50,000
合計	69,611	69,611	
差 引		△ 24,611	△ 24,611

別表 1 - 8

平成 28 年度 新政みらい 収支報告書

(単位：円)

収支別	費目等	天野議員	大月議員	大本(益)議員	田口議員	会派共通	会派合計額
収 入	政務活動費	495,000	495,000	495,000	495,000		1,980,000
支 出	調査研究費	86,264	241,614	199,195	135,930	929,317	1,592,320
	研修費					80,852	80,852
	広報費						
	広聴費						
	要請・陳情 会議費						
	資料作成費		39,032	113,870	1,798		154,700
	資料購入費	63,722	89,788	75,793	34,023		263,326
	人件費						
	事務所費	220,000					220,000
	合計	369,986	370,434	388,858	171,751	1,010,169	2,311,198
差 引		125,014	124,566	106,142	323,249	△ 1,010,169	△ 331,198

(注) 平成 28 年度は平成 28 年 5 月から平成 29 年 3 月の期間である。

別表 1 - 9

平成 28 年度 笠栄会 収支報告書

(単位：円)

収支別	費目等	山本議員	妹尾議員	奥野議員	会派合計額
収 入	政務活動費	495,000	495,000	495,000	1,485,000
支 出	調査研究費	265,888	156,726		422,614
	研修費				0
	広報費	34,008			34,008
	広聴費			197,950	197,950
	要請・陳情 会議費				0
	資料作成費	28,888			28,888
	資料購入費	117,132	34,023	62,650	213,805
	人件費				0
	事務所費	331,052	550,000	79,566	960,618
	合計	776,968	740,749	340,166	1,857,883
差 引		△ 281,968	△ 245,749	154,834	△ 372,883

(注) 平成 28 年度は平成 28 年 5 月から平成 29 年 3 月の期間である。

別表1-10

平成29年度 新政みらい 収支報告書

(単位：円)

収支別	費目等	天野議員	大月議員	大本(益)議員	田口議員	会派共通	会派合計額
収入	政務活動費	540,000	540,000	540,000	540,000		2,160,000
支出	調査研究費	111,924	283,262	209,460	139,267	766,526	1,510,439
	研修費					155,408	155,408
	広報費						
	広聴費						
	要請・陳情活動費		33,000	33,000			66,000
	会議費						
	資料作成費		66,044	116,039			182,083
	資料購入費	65,711	78,344	100,439	37,116		281,610
	人件費						
	事務所費	240,000					240,000
	合計	417,635	460,650	458,938	176,383	921,934	2,435,540
差引		122,365	79,350	81,062	363,617	△ 921,934	△ 275,540

別表1-11

平成29年度 笠栄会 収支報告書

(単位：円)

収支別	費目等	山本議員	妹尾議員	奥野議員	会派合計額
収入	政務活動費	540,000	540,000	540,000	1,620,000
支出	調査研究費	41,870	256,767		298,637
	研修費	11,660			11,660
	広報費	135,175			135,175
	広聴費	88,362		195,069	283,431
	要請・陳情活動費				
	会議費				
	資料作成費	38,684		70,424	109,108
	資料購入費	191,915	37,116	49,114	278,145
	人件費				
	事務所費	369,106	306,231		675,337
	合計	876,772	600,114	314,607	1,791,493
差引		△ 336,772	△ 60,114	225,393	△ 171,493

別表1-12

平成30年度 新政みらい 収支報告書

(単位：円)

収支別	費目等	天野議員	大月議員	大本(益)議員	田口議員	会派共通	会派合計額
収入	政務活動費	540,000	540,000	540,000	540,000		2,160,000
支出	調査研究費	118,853	259,692	205,753	149,066	566,389	1,299,753
	研修費					76,648	76,648
	広報費			940			940
	広聴費						0
	要請・陳情活動費						0
	会議費					69,664	69,664
	資料作成費		34,822	102,681			137,503
	資料購入費	79,497	112,259	86,351	37,116		315,223
	人件費						0
	事務所費	240,000					240,000
	合計	438,350	406,773	395,725	186,182	712,701	2,139,731
差引		101,650	133,227	144,275	353,818	△ 712,701	20,269

別表1-13

平成30年度 笠栄会 収支報告書

(単位：円)

収支別	費目等	山本議員	妹尾議員	奥野議員	会派合計額
収入	政務活動費	540,000	540,000	540,000	1,620,000
支出	調査研究費	107,420	186,514		293,934
	研修費				0
	広報費	146,138			146,138
	広聴費	93,493		228,813	322,306
	要請・陳情活動費				0
	会議費				0
	資料作成費	13,426		57,458	70,884
	資料購入費	204,297	37,116	77,447	318,860
	人件費				0
	事務所費	316,805	300,000		616,805
	合計	881,579	523,630	363,718	1,768,927
差引		△ 341,579	16,370	176,282	△ 148,927

別表2 私的使用のガソリン代

別表2-1

平成27年度

年月日	金額	給油量	給油先
	円	L	
H27.6.16	6,627	49.90	JASS
H27.8.11	6,507	50.44	JASS
H27.8.28	4,875	39.00	JASS
H27.8.29	5,924	47.39	JASS
H27.9.29	5,907	45.79	JASS
H27.11.3	5,929	48.20	JASS
H27.11.21	4,159	34.66	JASS
H27.12.14	5,433	46.84	JASS
H28.1.31	4,820	45.90	JASS
合計	50,181	408.12	

別表2-3

平成28年度5月分以降

年月日	金額	給油量	給油先
	円	L	
H28.6.6	5,726	49.79	JASS
H28.8.10	3,472	31.00	JASS
H28.8.26	5,625	50.22	JASS
H28.8.29	4,000	35.71	JASS
H28.9.21	4,983	44.49	JASS
H28.10.14	4,657	41.58	JASS
H28.11.7	3,947	33.45	JASS
H28.11.19	4,248	36.00	JASS
H28.12.9	4,407	37.99	JASS
H28.12.10	6,207	53.51	JASS
H29.2.24	5,306	43.85	JASS
合計	52,578	457.59	

別表2-2

平成28年度4月分

年月日	金額	給油量	給油先
	円	L	
H28.4.1	4,725	45.00	JASS
H28.4.30	4,313	41.87	JASS
合計	9,038	86.87	

別表2-4

平成29年度

年月日	金額	給油量	給油先
	円	L	
H29.5.16	4,609	38.09	JASS
H29.5.19	5,443	44.98	JASS
H29.6.13	8,102	67.52	JASS
H29.7.30	5,000	43.10	JASS
H29.8.16	4,864	39.87	JASS
H29.8.26	8,052	78.94	JASS
H29.9.6	5,270	42.50	JASS
H29.9.8	5,781	46.62	JASS
H29.9.26	5,000	40.32	JASS
H29.11.19	5,702	44.90	JASS
合計	57,823	486.84	

別表2-5

平成30年度

年月日	金額	給油量	給油先
	円	L	
H30.6.8	5,000	36.50	JASS
H30.7.3	6,276	46.49	JASS
H30.8.20	5,731	42.14	JASS
H30.9.12	5,379	38.42	JASS
H31.3.17	6,485	50.27	JASS
H31.3.28	5,578	42.91	JASS
合計	34,449	256.73	

別表 3 - 1

平成 27 年度 親潮 監査収支報告書

(単位：円)

収支別	費目等	会派合計額	監査額	不適正額
収 入	政務活動費	540,000	540,000	-
支 出	調査研究費		0	0
	研修費	80,539	80,539	0
	広報費	41,494	41,494	0
	広聴費	97,471	23,645	73,826
	要請・陳情 活動費			
	会議費			
	資料作成費	64,602	64,602	0
	資料購入費	125,414	115,964	9,450
	人件費	10,000	0	10,000
	事務所費	286,412	28,056	258,356
	合計	705,932	354,300	351,632
差 引		△ 165,932	185,700	-

別表 3 - 2

平成 27 年度 笠栄会 監査収支報告書

(単位：円)

収支別	費目等	会派合計額	監査額	不適正額
収 入	政務活動費	540,000	540,000	-
支 出	調査研究費	191,862	191,862	0
	研修費			
	広報費			
	広聴費			
	要請・陳情 活動費			
	会議費			
	資料作成費			
	資料購入費	37,116	37,116	0
	人件費			
	事務所費	600,000	0	600,000
	合計	828,978	228,978	600,000
差 引		△ 288,978	311,022	-

別表 3 - 3

平成 28 年度 4 月分 親潮 監査収支報告書 (単位: 円)

収支別	費目等	会派合計額	監査額	不適正額
収入	政務活動費	45,000	45,000	-
支出	調査研究費			
	研修費	8,227	8,227	0
	広報費	6,018	1,499	4,519
	広聴費			
	要請・陳情 活動費			
	会議費			
	資料作成費			
	資料購入費	11,974	11,029	945
	人件費			
	事務所費	25,000	0	25,000
	合計	51,219	20,755	30,464
差引		△ 6,219	24,245	-

別表 3 - 4

平成 28 年度 4 月分 笠栄会 監査収支報告書 (単位: 円)

収支別	費目等	会派合計額	監査額	不適正額
収入	政務活動費	45,000	45,000	-
支出	調査研究費	16,518	16,518	0
	研修費			
	広報費			
	広聴費			
	要請・陳情 活動費			
	会議費			
	資料作成費			
	資料購入費	3,093	3,093	0
	人件費			
	事務所費	50,000	0	50,000
	合計	69,611	19,611	50,000
差引		△ 24,611	25,389	-

別表 3 - 5

平成 28 年度 新政みらい 監査収支報告書

(単位：円)

収支別	費目等	会 派 合計額	監査額	内 天野議員		不適正額
				支出額	監査額	
収 入	政務活動費	1,980,000	1,980,000	495,000	495,000	-
支 出	調査研究費	1,592,320	1,592,320	86,264	86,264	0
	研修費	80,852	80,852			0
	広報費					
	広聴費					
	要請・陳情 活動費					
	会議費					
	資料作成費	154,700	154,700			0
	資料購入費	263,326	263,326	63,722	63,722	0
	人件費					
	事務所費	220,000	0	220,000	0	220,000
合計	2,311,198	2,091,198	369,986	149,986	220,000	
差 引		△ 331,198	△ 111,198	125,014	345,014	-

(注) 平成 28 年度は平成 28 年 5 月から平成 29 年 3 月の期間である。

別表 3 - 6

平成 28 年度 笠栄会 監査収支報告書

(単位：円)

収支別	費目等	会 派 合計額	監査額	内 山本議員		内 妹尾議員		不適正額
				支出額	監査額	支出額	監査額	
収 入	政務活動費	1,485,000	1,485,000	495,000	495,000	495,000	495,000	-
支 出	調査研究費	422,614	320,565	265,888	163,839	156,726	156,726	102,049
	研修費							
	広報費	34,008	34,008	34,008	34,008			0
	広聴費	197,950	197,950					0
	要請・陳情 活動費							
	会議費							
	資料作成費	28,888	28,888	28,888	28,888			0
	資料購入費	213,805	177,085	117,132	80,412	34,023	34,023	36,720
	人件費							
	事務所費	960,618	135,618	331,052	56,052	550,000	0	825,000
合計	1,857,883	894,114	776,968	363,199	740,749	190,749	963,769	
差 引		△ 372,883	590,886	△ 281,968	131,801	△ 245,749	304,251	-

(注) 平成 28 年度は平成 28 年 5 月から平成 29 年 3 月の期間である。

別表 3 - 7

平成 29 年度 新政みらい 監査収支報告書

(単位：円)

収支別	費目等	会 派 合計額	監査額	内 天野議員		不適正額
				支出額	監査額	
収 入	政務活動費	2,160,000	2,160,000	540,000	540,000	-
支 出	調査研究費	1,510,439	1,510,439	111,924	111,924	0
	研修費	155,408	155,408			0
	広報費					
	広聴費					
	要請・陳情 活動費	66,000	66,000			0
	会議費					
	資料作成費	182,083	182,083			0
	資料購入費	281,610	281,610	65,711	65,711	0
	人件費					
	事務所費	240,000	0	240,000	0	240,000
合計	2,435,540	2,195,540	417,635	177,635	240,000	
差 引		△ 275,540	△ 35,540	122,365	362,365	-

別表 3 - 8

平成 29 年度 笠栄会 監査収支報告書

(単位：円)

収支別	費目等	会 派 合計額	監査額	内 山本議員		内 妹尾議員		不適正額
				支出額	監査額	支出額	監査額	
収 入	政務活動費	1,620,000	1,620,000	540,000	540,000	540,000	540,000	-
支 出	調査研究費	298,637	298,637	41,870	41,870	256,767	256,767	0
	研修費	11,660	11,660	11,660	11,660			0
	広報費	135,175	103,120	135,175	103,120			32,055
	広聴費	283,431	221,384	88,362	26,315			62,047
	要請・陳情 活動費							
	会議費							
	資料作成費	109,108	109,108	38,684	38,684			0
	資料購入費	278,145	219,304	191,915	133,074	37,116	37,116	58,841
	人件費							
	事務所費	675,337	55,337	369,106	49,106	306,231	6,231	620,000
	合計	1,791,493	1,018,550	876,772	403,829	600,114	300,114	772,943
差 引		△ 171,493	601,450	△ 336,772	136,171	△ 60,114	239,886	-

別表 3-9

平成30年度 新政みらい 監査収支報告書

(単位：円)

収支別	費目等	会派 合計額	監査額	内 天野議員		不適正額
				支出額	監査額	
収入	政務活動費	2,160,000	2,160,000	540,000	540,000	-
支出	調査研究費	1,299,753	1,299,753	118,853	118,853	0
	研修費	76,648	76,648			0
	広報費	940	940			0
	広聴費					
	要請・陳情 活動費					
	会議費	69,664	69,664			0
	資料作成費	137,503	137,503			0
	資料購入費	315,223	315,223	79,497	79,497	0
	人件費					
	事務所費	240,000	0	240,000	0	240,000
合計	2,139,731	1,899,731	438,350	198,350	240,000	
差引	20,269	260,269	101,650	341,650	-	

別表 3-10

平成30年度 笠栄会 監査収支報告書

(単位：円)

収支別	費目等	会派 合計額	監査額	内 山本議員		内 妹尾議員		不適正額
				支出額	監査額	支出額	監査額	
収入	政務活動費	1,620,000	1,620,000	540,000	540,000	540,000	540,000	-
支出	調査研究費	293,934	293,934	107,420	107,420	186,514	186,514	0
	研修費							
	広報費	146,138	103,441	146,138	103,441			42,697
	広聴費	322,306	263,529	93,493	34,716			58,777
	要請・陳情 活動費							
	会議費							
	資料作成費	70,884	70,884	13,426	13,426			0
	資料購入費	318,860	259,983	204,297	145,420	37,116	37,116	58,877
	人件費							
	事務所費	616,805	10,503	316,805	10,503	300,000	0	606,302
合計	1,768,927	1,002,274	881,579	414,926	523,630	223,630	766,653	
差引	△ 148,927	617,726	△ 341,579	125,074	16,370	316,370	-	